

風致地区内行為許可申請チェックリスト（木竹の伐採）

No. 1

許可申請書類等のチェック項目		備考
☐	1 許可申請書	
☐	2 施行方法書 ※擁壁等の設置を伴う場合等は、建築物等の新築等の施行方法書が必要	
☐	3 案内図 ☐ 縮尺(1/2500 程度) ☐ 方位 ☐ 施行箇所 ☐ 道路鉄道等交通機関 ☐ 目標となる公共建築物、河川等	
☐	4 現況図 ☐ 縮尺(1/50～1/300 程度) ☐ 方位 ☐ 地名・地番 ☐ 行為地の境界線 ☐ 樹木の位置(樹類、本数及び大きさ) ☐ 伐採する木竹の位置 ☐ 写真撮影位置	
☐	5 跡地利用計画図 ☐ 縮尺(現況図と同一縮尺) ☐ 方位 ☐ 地名・地番 ☐ 行為地の境界線 ☐ 樹木の位置(樹類、本数及び大きさ) 及び集計表 ☐ 許可行為の変更の場合は、変更対照図の添付	
☐	6 行為地面積等算定図 ☐ 縮尺(現況図と同一縮尺) ☐ 行為地の面積の求積図及び求積表	
☐	7 現況写真（行為地及び周辺） ☐ 行為を行う区域を明示	
☐	8 その他 ☐ 従前に許可を受けている場合、その許可書の写し、図面等	
許可基準等のチェック項目		備考
☐	伐採等の基準 ☐ 建築物等の新築等又は宅地の造成等を行うための伐採である場合は、必要最小限度の木竹の伐採であること。 ☐ 森林(森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第2条第1項に規定する森林で、同法第5条に基づく地域森林計画の区域内にある森林をいう。以下同じ。)の択伐の場合、次のいずれかを満たすこと。 ☐ ① 伐採する木竹が伐期に達していること。 ☐ ② 伐採する木竹の下層にある木竹の成長を促進するために行う伐採であること。 ☐ 森林の皆伐の場合、次のいずれにも該当すること。 ① 上記択伐基準のいずれかを満たすこと。 ② 伐採後の成林が確実であると認められること。 ③ 伐採区域の面積が、1haを超えないこと。 ☐ 森林である土地の区域外における木竹の伐採 ① 巨樹、銘木及び歴史的、植物学的、文化的又は記念的な木竹の伐採を伴わないこと。ただし、土地の状況によりやむを得ないと認められるときは、この限りでない。 ② 宅地の造成等が行われた敷地における木竹の伐採にあつては、伐採後の緑地率が、当該地区の基準値未満とならないこと。	「択伐」とは、森林を一度に伐採せず、一定の期間毎に少しずつ抜き伐りする伐採方法をいう。 「皆伐」とは、ある程度以上の面積を一度にまとめて伐る伐採方法をいう。 「伐期」は、岐阜市森林整備計画書第2の3「主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢」を超えた樹齢を基本とする。
☐	関係他法令等 ☐ 森林法（地域森林計画、岐阜市森林整備計画等） ☐ 文化財保護法(史跡等) ※ すべての法令を網羅したものではありません。	[担当部署] 農林課 文化財保護課

※ 本チェックリストは、申請に当たっての基本チェック事項であるので、詳細は窓口にて御確認ください。